

当麻町子どもの読書活動推進計画

(平成27年度～平成29年度)



当麻町教育委員会

当麻町子どもの読書活動推進計画 構想図

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年施行）

北海道子どもの読書活動推進第3次計画（平成25～29年度）

当麻町子どもの読書活動推進計画（平成27～29年度）

基本理念

すべての子どもが、いつでも、どこでも、自主的に読書活動を行うことができる環境を整える

基本目標

子どもの読書活動の推進

読書環境の整備

読書活動の普及と啓発

家庭・地域

- ・家族で本に親しむ家庭づくりをすすめる。
- ・読み聞かせサークルなど、読書に関する団体の活動を推進する。

学校等

（幼稚園・保育園を含む）

- ・読み聞かせや学習を通して、本に親しむ習慣づくりに努める。

連携・協力

行政・図書館

- ・子どもの読書環境の整備と普及・啓発活動に努める。

第5次当麻町総合計画（平成25～34年度）

「元気・笑顔・しあわせの明日へ」

第8次当麻町社会教育中期計画（平成25～29年度）

第7節 図書館活動

「学習環境を整え、自立した町民を育む」

目 次

第1章 『当麻町子どもの読書活動推進計画』策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 基本理念	1
3 計画の性格	1
4 計画の期間及び推進状況の把握	1
5 計画の対象	1
6 対象となる各期の特徴	2
第2章 子どもの読書活動推進のための方策	3
1 推進のための基本目標	3
Ⅰ 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進	3
Ⅱ 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備	3
Ⅲ 子どもの読書活動を推進するための普及・啓発活動の促進	3
2 推進方策	3
Ⅰの1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	3
Ⅰの2 学校等における子どもの読書活動の推進	4
Ⅱの1 当麻町における読書環境の整備・充実	5
Ⅱの2 町立図書館の整備・充実	5
Ⅱの3 学校図書館の整備・充実	6
Ⅲの1 行政や町立図書館における子どもの読書活動の普及・啓発	7
Ⅲの2 学校等における読書活動の普及・啓発	7
用語解説	9
= 資 料 =	
1 町立図書館における利用状況	
1-1 児童・生徒の利用状況	12
1-2 児童の夜間及び図書館車の利用状況	13
2 子どもの読書活動に関するアンケート	
2-1 ○ 対象者：幼稚園・保育園に通う幼児をもつ保護者	14
2-2 ○ 対象者：小学生・中学生	15
3 「子育て支援図書贈呈事業」に関するアンケート	
3-1 ○ 対象者：幼稚園・保育園に通う幼児をもつ保護者	18
3-2 ○ 対象者：小学生・中学生	19
4 中学生の学校図書室利用状況	20
5 当麻町の子どものメディアとの関わり	
5-1 ○ 子どものケータイ使用と保護者の認識	21
5-2 ○ 小学生の総メディア接触時間	21
6 子どもの読書活動の推進に関する法律	22
7 当麻町子どもの読書活動推進計画策定委員	24

『当麻町子どもの読書活動推進計画』

第1章 『当麻町子どもの読書活動推進計画』策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

子どもたちが、将来的に社会の一員として自立し、生き生きと心豊かな日々を過ごすことができるように育つためには、学校における教育活動はもとより、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力して様々な体験活動を経験させるなど、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む環境づくりが求められています。

特に、読書活動は「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの（子供の読書活動の推進に関する法律第2条）」であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

しかしながら、近年における様々な情報メディアの普及・発達は私たちの生活に多大な利便性をもたらしその恩恵に与っていますが、同時に、生活環境の変化等による幼児期からの読書習慣の未形成等を背景として、子どもたちの読書離れが指摘されています。このことは、人間が人間であることの根源でもある「言葉の文化」が衰退することにもつながりかねないといったことが危惧されています。

そういった状況を踏まえ、国や道では、法の整備や学習指導要領の改正、子どもの読書活動推進計画の策定など、子どもの読書活動推進のための環境整備に努めており、本町においても子どもの実態や子どもを取り巻く読書環境を見直し、よりよい読書活動の推進を目指して策定するものであります。

2 基本理念

当麻町のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備を図ります。

3 計画の性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」*1の第9条の2に基づき策定するものであり、「北海道子どもの読書活動推進第3次計画」を基本とするとともに、本町におけるまちづくりの指針である「第5次当麻町総合計画（平成25～34年度）」及び「第8次当麻町社会教育中期計画（平成25～29年度）」等との整合を図りながら、本町における子どもの読書活動の推進に関する考え方やその方策について示すものであります。

4 計画の期間及び推進状況の把握

この計画は、平成27年度から平成29年度までの3カ年とします。

※町総合計画(前期)、社会教育中期計画終了年度との整合を図るため3カ年とし、次回計画からは5カ年計画とします。

なお、この計画の推進状況については、教育委員会議及び社会教育委員会議に報告し、その意見等を踏まえて、次年度以降の効果的・計画的な推進に努めます。

5 計画の対象

この計画の対象は、0歳から概ね18歳とします。

6 対象となる各期の特徴

乳幼児期から高校生期までの子どもを対象として、家庭、地域（町立図書館等を含む）、学校等が相互に連携・協力し、各期における特徴を踏まえて、読書活動を推進していく必要があります。

（１）乳幼児期（０歳～６歳）「本に出会う」

一般的には、出生直後から１歳または１歳半くらいまでが乳児期、その後、就学するまでが幼児期と言われています。

乳児期は、絵本の読み手の声や表情に反応し、コミュニケーションを図ろうと自らも声を発しようとしています。そのため、この時期は、子どもが自己を形成していく上でも、保護者等の周りにいる大人からの語りかけがとても大切になります。

幼児期は、絵本を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結び付け、想像を巡らせたり、読んでもらった本を自分で読もうとするなどして、本を楽しむことができるようになります。そのため、この時期は、創造力や新しいものを作り出す力が培われるとともに、言葉も豊かになっていきます。

なお、乳幼児が幼稚園や保育所で、教員や保育士、友達と一緒に絵本などを見たり、聞いたりすることは、同じ世界を共有する楽しさや心を通わせる一体感などを味わう貴重な体験となります。

（２）小学生期（６歳～１２歳）「本に親しむ」

小学生期は、低学年では読み聞かせなどにより、本に親しんだり、読書を楽しんだりする時間をつくるのが大切です。その後、子どもは自身の成長とともに、徐々に文章を読むことができるようになり、高学年になると、読書力がつき、幅広いジャンルの本（ノンフィクション、推理小説、スポーツ、科学など）に目を向けるようになります。また、学級担任など教員のアドバイスを受けながら、各教科や総合的な学習の時間、特別活動における調べ学習などを通して、目的に合った本を読もうとするようになります。

（３）中学生期（１２歳～１５歳）「本から学ぶ」

中学生期は、生徒会活動や部活動への参加により、学校での生活時間が長くなるとともに、家庭学習の時間が増加するなど、生活リズムが大きく変化することなどにより、家庭で読書をする時間が減少する傾向にあります。また、心身が著しく成長し、親に対する反抗期を迎え、親子のコミュニケーションが不足しがちな時期でもあります。中学生期における読書は、自己を見つめ、自己の向上を図るなど、自己の在り方を考えていく上での大きな力になります。

（４）高校生期（１５歳～１８歳）「本と生きる」

高校生期は、視野が広がり、興味・関心が多岐にわたることから、この時期に多くの本を読むことは、人間としての在り方生き方を考えることにつながり、自らの生き方について考え、主体的な進路の選択と決定に影響を与えるとともに、生涯を通じて読書を楽しみ、学び続けていく上での大きな力になります。

※ 上記区分は、北海道子どもの読書活動推進計画第３次計画「生きる力を育む北の読書プラン」によります。

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 推進のための基本目標

I 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を促進するためには、社会全体で取り組みを進める必要があります。そのためには、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割を明らかにし、その機能を発揮するとともに、関係機関や団体等と連携を深め、相互に協力しながら子どもの発達段階に応じた様々な取り組みの推進に努めます。

II 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

町立図書館や学校図書館の蔵書や施設・設備の充実を図るとともに人的体制も整え、子どもが身近なところで気軽に読書に親しむことのできる環境を整備します。また、行政による「子育て支援図書贈呈事業」*2の継続・充実や読書関係団体の育成支援を図り、読書の楽しさを知る機会や場の充実に努めます。

III 子どもの読書活動を推進するための普及・啓発活動の促進

子どもの読書活動を社会全体で推進するためには、その意義や重要性について地域住民の理解を深め、関心を高めることが大切です。そのため、町立図書館や学校（図書室）等が中心となり、関係機関や団体と連携して意識の啓発活動の促進に努めます。

2 推進方策

Iの1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

本町では、平成20年度に「子育て支援図書贈呈事業」を開始し、現在では小学校6年生までその対象を広げています。また、「読み聞かせグループ」による読み聞かせ*3、町立図書館での各種事業や移動図書館車での巡回実施など、子どもの読書活動の推進に努めています。

しかしながら、本町では伝統的に少年団活動が盛んであることや、近年における多様なメディアとの接触機会の増加などの影響もあり、児童数の減少と相まって児童図書の貸出冊数が減少傾向にあります。子どもの読書習慣は、日常生活を通して形成されるものであることから、保護者が家庭での読書活動の習慣化に向けて果たす役割も重要です。

今後は、児童書の計画的な整備を一層進めるとともに、子どもの読書活動に関する情報提供や家庭への啓発活動の充実を図り、関係機関や民間団体等と連携し、子どもの読書活動を推進させる取り組みをより充実していくことが必要です。

【推進の方向】

- 家庭における子どもの読書活動を促進します。
- 町立図書館における子どもの読書活動を促進します。
- 関係機関団体との連携を深め、子どもの読書活動を促進します。

【具体的な取り組み】

- 子どもの読書の習慣化に向けた「家読（うちどく）」*4の啓発
- 読み聞かせなどの講座や読書への関心を高める事業等の実施
- 生活リズムチェックシート*5（読書習慣編）の活用

Iの2 学校等における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

本町の各小中学校では、全校一斉の「朝の読書」*6に取り組んだり、各教科等の学習活動において、学校図書館や町立図書館の活用を通して書物に慣れ親しむことや読書意欲の向上に取り組んでいます。

昨年度、中学校に専任の学校司書を配置した結果、学校図書館を利用する生徒数が飛躍的に伸びました。今年度は小学校にも専任の学校司書を配置し、当麻小学校(3日)と宇園別小学校(2日)の両校を担当しています。また、今年度、学校図書館のデータベース化*7を進めており、町立図書館とのオンライン化により、一層多様な利活用が期待されます。

学校等における読書活動は、教師等の指導により、子どもが読書習慣を身につける上で大きな役割を果たすものであることから、子どもの発達段階に応じて読書の楽しさを味わわせるとともに、計画的・継続的に読書活動を推進していくことが重要です。

今後は、一人ひとりに応じた多様な読書活動が推進できるよう、校内の指導体制を整えるとともに学校司書とも連携を図った活動を工夫するなど、子どもの読書習慣の形成に努めていくことが必要です。

【推進の方向】

- 一人ひとりの子供に望ましい読書習慣の形成を図ります。
- 家庭・地域との連携を進め、子どもの読書活動を促進します。
- 幼稚園や保育所における読書活動を促進します。

【具体的な取り組み】

- 読み聞かせなど、本に親しむ活動の充実
- PTA やボランティアとの連携による読書活動の推進
- 「朝の読書」等、一斉読書の積極的な推進
- 各教科、総合的な学習、特別活動等における学校図書館の利活用の促進
- 学級文庫の設置や移動図書館*8の利用促進

【目標指数】 基本目標Ⅰ 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進			
指標	指標の概要	基準年度の状況 (H26)	目標年度の状況 (H29)
家庭での読書の状況	全国学力・学習状況調査*9において、「家や図書館で、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間読書をしますか」の設問に対し、「10分以上」と回答した小学校児童の割合	80.0 (%) 全国64.8%	90.0 (%)
	全国学力・学習状況調査において、「家や図書館で、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間読書をしますか」の設問に対し、「10分以上」と回答した中学校生徒の割合	33.3 (%) 全国53.1%	70.0 (%)
読書が好きな児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査において、「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」又は「どちらかと言うと当てはまる」と回答した小学校児童の割合	76.6 (%) 全国73.0%	90.0 (%)

全国学力・学習状況調査において、「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」又は「どちらかと言うと当てはまる」と回答した中学校生徒の割合	60.8 (%) 全国69.4%	80.0 (%)
---	------------------------	-------------

Ⅱの1 当麻町における読書環境の整備・充実

【現状と課題】

子どもの望ましい読書習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階を踏まえた読書活動に取り組むことができるよう、読書環境の整備を進める必要があります。

当麻町第8次社会教育中期計画（平成25～29年度）*10では新たに「第7節 図書館活動」を設け、本町の行政的に目指す方向性を示しており、平成26年度中に「子どもの読書活動推進計画」を策定することとしています。

具体的な読書環境の整備として、平成20年度から「子育て支援図書贈呈事業」として満1歳から6歳までの誕生日に町特産のバラとともに絵本を贈る事業が始まり、平成22年度からは、小学6年生にまで拡充してきました。保護者からは、「子どもに本をふれさせる機会が増加した。」と高い評価を得ており、今後も継続して行く予定です。

また、町立図書館の木曜夜間時間延長や移動図書館の配備、学校図書館への専任の学校司書の配置、さらには、町立図書館と学校図書館のオンライン化への取り組みなど、多様な読書環境の整備を図っています。これらの施策は、効果の大きいものもありますが、まだ、十分機能しているとは言えないものもあります。

今後は、これらの取り組みについて、あり方の工夫を含めて再点検する必要があります。

【推進の方向】

- 「当麻町子どもの読書推進計画」を策定し、計画的な点検・評価に努めます。
- 関係機関・団体との連携を深め、指導者の発掘と養成に努めます。
- 学校図書館の図書館機能の充実に努めます。

【具体的な取り組み】

- 子育て支援図書贈呈事業の継続・拡充
- 「大人のための読み聞かせ講座」*11等を継続した指導者養成
- 学校図書館の図書標準の達成
- 図書を循環させるシステムづくりの推進
- 学校司書・司書教諭の研修機会の充実

Ⅱの2 町立図書館の整備・充実

【現状と課題】

図書館は、地域における読書活動の中心的な役割を果たすとともに、子どもたちをはじめ住民のだれもが気軽に利用できる施設としての機能を果たすことが大切です。

町立図書館では、子どもの読書活動に関する図書資料の充実や読書情報の提供、移動図書館による巡回、学校の長期休業中のスタンプラリー*12や当麻町教育研究会と連携した読書感想文コンクール*13の実施など、図書館機能の整備・充実に努めています。

しかしながら、Ⅱの1で述べたことなどを要因として、児童図書の貸出冊数は減少傾向にあり、より一層、読書の大切さを啓発するなどして利用増を目指して行くことが必要です。

今後は、現在進行中の、町立図書館と学校図書館を結ぶ「図書館システムネットワーク」を活用してインターネットを利用した蔵書検索や貸出しを行ったり、移動図書館の巡回方式の見直しなど、読書環境の整備・充実に努めていく必要があります。

【推進の方向】

- 子どもの読書活動のよりよい環境づくりに向けて、一層の整備・充実を図ります。
- 学校図書館との連携を深めます。
- 読み聞かせグループ等の関係団体と連携に努めます。

【具体的な取り組み】

- 道立図書館と連携して児童書の一括貸出し*14を活用するなど、学校への支援を推進
- 読み聞かせなどの読書活動の推進
- 「ポップづくり」*15や「本の樹づくり」など読書への関心を高める事業の実施
- 移動図書館の巡回内容の見直し

Ⅱの3 学校図書館の整備・充実

【現状と課題】

今日、学校教育においては「生きる力」*16をはぐくむことを目指して教育活動が推進されており、自ら考え判断してよりよく課題を解決していくことや主体的に学習に取り組む態度が重要視されています。学校図書館は、そのための学びの場であるとともに、自由な読書の場として子どもの成長を支える重要な役割を担っています。

本町の各学校には図書館があり、児童生徒がそれぞれにレファレンスサービス*17を受けたり「朝の読書」用など必要に応じて利用しています。学校図書館図書標準の達成状況は、小規模校の宇園別小の92%を除くと当麻中66%、当麻小74%であり、十分とは言えない状況にあります。

昨年度、当麻中に専任の学校司書を置いた結果、生徒の利用が飛躍的に増加し、大きな成果を上げています。今年度は小学校（当麻小3日・宇園別小2日）にも学校司書を配置したことにより、各小学校における学校図書館の積極的な利活用が期待されます。

【推進の方向】

- 図書資料・設備の整備充実を図ります。
- 読書センターや学習情報センターとしての機能充実を図ります。
- 町立図書館との連携を促進します。

【具体的な取り組み】

- 図書資料の計画的な整備の促進
- 学校図書館のデータベース化による図書館機能の充実
- 町立図書館と連携した活動の促進

【目標指数】 基本目標Ⅱ 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備			
指 標	指 標 の 概 要	基 準 年 度 の 状 況 (H26)	目 標 年 度 の 状 況 (H29)
幼児・児童一人当たりの年間児童書貸出し冊数	町立図書館において、当麻町の幼児・児童1人が1年間に借りた児童書の冊数 ※H25実績	20.4 (冊)	25.0 (冊)

学校図書館図書標準の達成状況	当麻小学校 ※ 図書標準の定める冊数（9,960）	73.7（％）	85.0％
	宇園別小学校 ※ 図書標準の定める冊数（3,520）	92.4（％）	100.0％
	当麻中学校 ※ 図書標準の定める冊数（9,040）	65.8（％）	80.0％

Ⅲの1 行政や町立図書館における子どもの読書活動の普及・啓発

【現状と課題】

「大人が変われば子どもも変わる」という言葉があるように、子どもの読書活動をより充実させるためには、図書や読書活動に関する多様な情報を発信するとともに、保護者をはじめとする地域住民が子どもの読書活動に関わるようになることが求められています。

町立図書館では、毎月の町広報紙「我が郷土」のページを使って新刊書の案内をはじめとする普及啓発活動を行っています。また、町内の2つの読み聞かせグループと連携してそれぞれ月に1回ずつの読み聞かせ会を開催したり、図書館フェスティバルでの読み聞かせやエプロンシアター*18などを開催していますが、参加者が限られるなどの課題もあります。

そこで、昨年度から読み聞かせグループと連携して公民館講座「大人のための読み聞かせ」を開設し、町外の先進的な活動グループや講師を招いて意識の啓発や指導者養成に努めています。

今後は、町広報紙のより効果的な活用や「生涯学習便り」*19などを活用して読書活動の一層の普及に取り組む必要があります。

【推進の方向】

- 地域住民の多様な意見の収集と反映に努めます。
- 子どもの読書活動に関する地域住民の理解の促進に努めます。
- 関係機関団体との連携による普及・啓発活動の促進に努めます。

【具体的な取り組み】

- 仮称「子どもの読書活動推進会議」の開催
- 「子ども読書の日」*20や「こどもの読書週間」*21における関連事業の実施と情報の提供
- 関係団体との連携による「読書感想文コンクール」の継続
- 乳幼児検診時等を活用した読書活動の啓発と情報提供の実施

Ⅲの2 学校等における読書活動の普及・啓発

【現状と課題】

学校等においては、教員や保育士が読者活動の意義を理解し、計画的・継続的に読書活動を推進していく必要があります。

各学校においては、朝の読書など、全校一斉の読書活動に取り組んだり、各教科・総合的な学習の時間などで町立図書館や学校図書館を利活用することを通して、読書活動の推進に取り組んでいます。さらに、昨年度は中学校、今年度は小学校に専任の学校司書を配置したことによって環境が整い、子どもの読書活動の促進が期待されます。

今後は、子どもの実態を踏まえて、多様な読書活動を展開するとともに、PTAや関係団体との連携による読書活動の推進などにより、望ましい読書習慣の形成を図っていくことが求められます。

【推進の方向】

- 子どもの実態に応じた望ましい読書習慣の形成を図ります。
- 家庭・地域との連携による読書活動を促進します。
- 幼稚園や保育園における読書活動を促進します。

【具体的な取り組み】

- 「学校図書館だより」等を利用して読書活動や学校図書館等の利用について啓発
- PTAや関係団体等との連携による読書活動の推進
- 読書強調週間(月間)など、読書に係る学校行事や学校図書館行事の実施
- 読み聞かせなど本に親しむ機会の充実

【目標指数】 基本目標Ⅲ 子どもの読書活動を推進するための普及・啓発活動の促進			
指 標	指 標 の 概 要	基準年度の状況 (H26)	目標年度の状況 (H29)
「子ども読書の日」や「子ども読書週間」に事業を実施	「子ども読書の日(4月23日)」や「子どもの読書週間(4月23日～5月12日)」に子どもの読書活動に関する事業を実施する	実施 子ども読書会 絵本読み聞かせ 図書館探検など	継続実施 内容の充実
読書活動に関する 広報活動の実施	学校図書館だよりの発行や図書館情報の発信など、読書活動や学校図書室に関する広報活動を実施している学校	1(校)	3(校)
	町立図書館等における子どもの読書活動に関する普及・啓発活動の実施	0(回)	4(回)
	乳幼児健診時における子どもの読書活動に関する普及・啓発活動及び読書情報提供の実施	14(回)	継続実施 内容の充実

《 用 語 解 説 》

* 1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」

平成13年12月に施行された法律で、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律

* 2 「子育て支援図書贈呈事業」

活字離れを食い止め、子どもの本への関心を高め、読み聞かせによって親と子のふれ合いを生み出すことを目的に、平成20年度から実施している町独自の事業。スタート時は、1歳～6歳の幼児へ誕生日に絵本2冊とバラの花を贈呈した。22年度からは小学6年生にまで対象を広げている。

* 3 「読み聞かせ」

子どもたちに本や絵本を読んで聞かせること。乳幼児期の情操教育・文字の習得などに効果があると言われている。年齢が上がっても読書への導入やコミュニケーションを図ることなどにも有効であり、集中して話を聞く訓練にもなる。町内には2つの読み聞かせグループがあり、「おはなしネットワーク」として連携し、月に数回改善センターなどで読み聞かせを行っている。また、PTAの活動として学校での読み聞かせも行われている。

* 4 「家読（うちどく）」

家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取り組みのこと。道教委では平成23年度から、北海道「朝読・家読運動」を実施している。

* 5 「生活リズムチェックシート」

子どもの望ましい生活習慣の定着に向けて、早起きや学習・読書・運動の時間確保など、子どもの個別の目標に対応し、生活習慣を親子で改善するためのもの。生活全体編、家庭学習編、読書習慣編、運動習慣編、すいみん表などがある。

* 6 「朝の読書」

基本は、学校において毎朝始業前の10分間、生徒(児童)も教師も全員で、各自がそれぞれに選んだ読みたい本を読むというもの。4原則として、①全員でやる ②毎日やる ③読みたい本を読む(漫画以外の) ④ただ読むだけ、がある。

◎当麻町における「朝の読書」の実施状況（平成26年度）

- 当 麻小学校 チャレンジタイム(8:15～8:25)の中に基礎学習とともに位置づけられており、実施回数は各学級の裁量による。
- 宇園別小学校 朝学習の時間(8:15～8:30)に位置づけられており、毎週水曜日を基本に実施している。
- 当 麻中学校 朝学習(8:20～8:30)の時間帯の中で、年間4回、各2～3週間ずつ読書週間として位置づけて実施している。

* 7 「学校図書のデータベース化」

学校図書館の蔵書をコンピュータ入力し、パソコンで検索したり、学校間や町立図書館との相互貸借などをできるようにすること。

* 8 「移動図書車」

昭和58年度から継続しており、平成5年度から現在の「いちい号」を巡回している。6か所のステーションを月に2回ずつ巡回貸出を行っている。

* 9 「全国学力・学習状況調査」

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、教育施策の成果と課題を検証し改善を図るためのもので、国が平成19年度から実施しており、小学校第6学年児童及び中学校第3学年性とが対象となっている。

* 10 「当麻町第8次社会教育中期計画」

平成25年度から29年度までの当麻町社会教育全体の5か年分の推進計画で、「家庭の教育」「子どもの学習活動」「芸術・文化活動」など8領域にわたっており、第7節に「図書館活動」が取り上げられている。

* 11 「大人のための読み聞かせ講座」

平成25年度及び26年度に、読書活動における指導者養成事業として「当麻町おはなしネットワーク」と共催で開催した公民館事業。1講座3回シリーズで開催、26年度は①講演「読み聞かせにおススメの絵本紹介」②公演・実演「知れば知るほど面白い！紙芝居の世界」③みんなで読み聞かせを体験

* 12 「スタンプラリー」

夏・冬の長期休業中、より多くの子どもたちに図書館を楽しんで利用してもらうため、平成23年度から実施している。一度来館するとスタンプがもらえ、5個（冬は4個）集めると図書館から参加賞がもらえる。

* 13 「読書感想文コンクール」

読書の良さを知り、その習慣化を図ることを目的に昭和50年度から継続実施している。対象は町内の小学3年生から中学3年生で、入選した作品は優秀作品集として、当麻町教育研究会と町立図書館が連携して毎年発刊している「とうまっこ」（昭和44年創刊）に合本して掲載している。

* 14 「児童書の一括貸出し」

道立図書館では、市町村への大量の図書を一括して貸し出しており、その中には、小学校の朝の読書や調べ物学習等で活用できる図書のセットとして「朝読・家読ブックス」「理科読セット」「調べ学習支援セット」等がある。

* 15 「ポップづくり」

ポップとは「ポップ広告」の略称でキャッチコピーや説明文、イラストなどで表現した手書き広告のことで、この手法を使って読んでもらいたい本の紹介をすること

* 16 「生きる力」

現在の学習指導要領では知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを理念としている。「生きる力」とは○確かな学力（基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に行動し、よりよく課題を解決する資質や能力）、○豊かな人間性（自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など）、○健康・体力（たくましく生きるための健康や体力）の三本柱で構成されている。

* 17 「レファレンスサービス」

図書館利用者に対して、調べ物や探し物を見つける際に援助をする業務のことで、調査のための参考になる資料を整備・作成することも含む。

* 18 エプロンシアター

演ずる人が着用したエプロンを舞台に見立てて、ポケットから次々に人形などを取り出し、エプロンに付けたり剥がしたりしながら体全体で表情豊かに演じる人形劇。

* 19 「生涯学習便り」

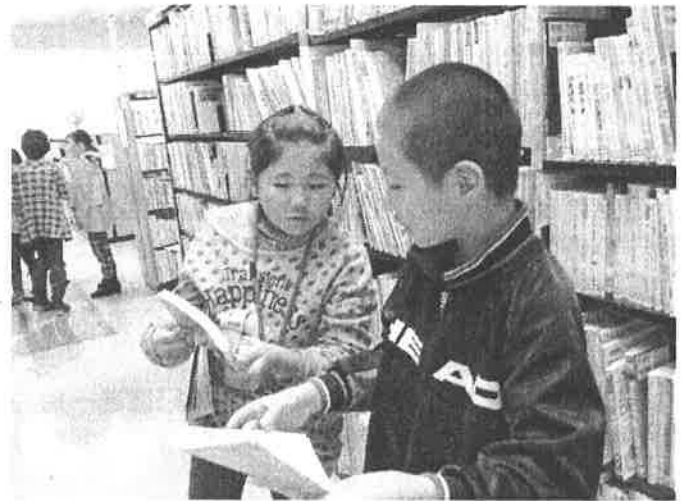
教育課社会教育係が季刊（年4回）で発行している学びの情報紙、社会教育事業の紹介をはじめ団体紹介など、行政他部局や関係団体等とも連携して、広く市民の学びを啓発するもの。

* 20 「子ども読書の日」

4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）によって制定されたもの。第10条において、「国や地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めること」とされている。

* 21 「こどもの読書週間」

4月23日～5月12日まで。「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和34年に社団法人読書推進運動協議会（文科省所管）が定めたもの。



資料を探して



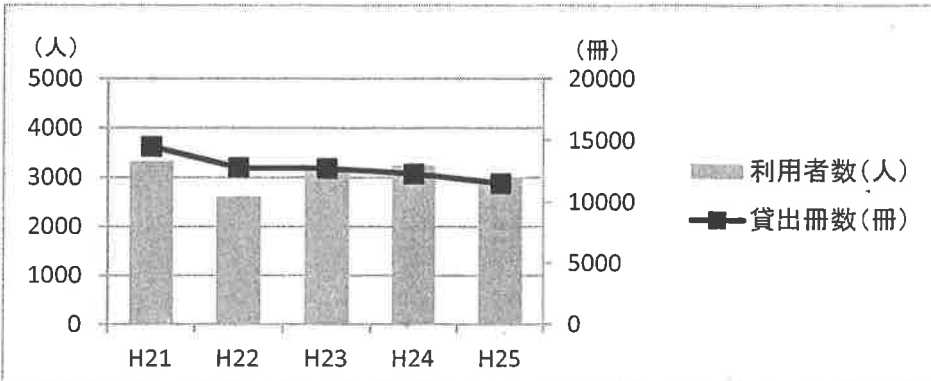
幼児への読み聞かせ

資料

1 町立図書館における利用状況

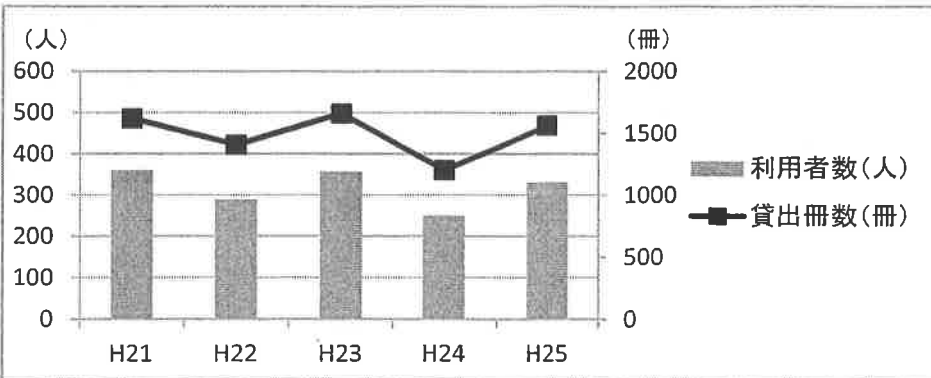
1-1 児童・生徒の利用状況

	H21	H22	H23	H24	H25
利用者数(人)	3331	2626	3200	3249	3000
貸出冊数(冊)	14503	12784	12745	12299	11535

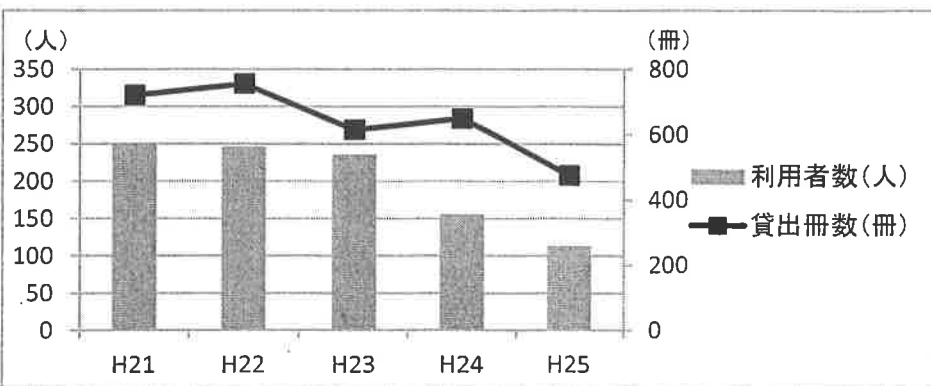


年度によって多少の増減もあるが、全体として利用者数・貸出冊数ともに減少傾向にある。

	H21	H22	H23	H24	H25
利用者数(人)	360	288	357	250	331
貸出冊数(冊)	1619	1407	1660	1201	1562



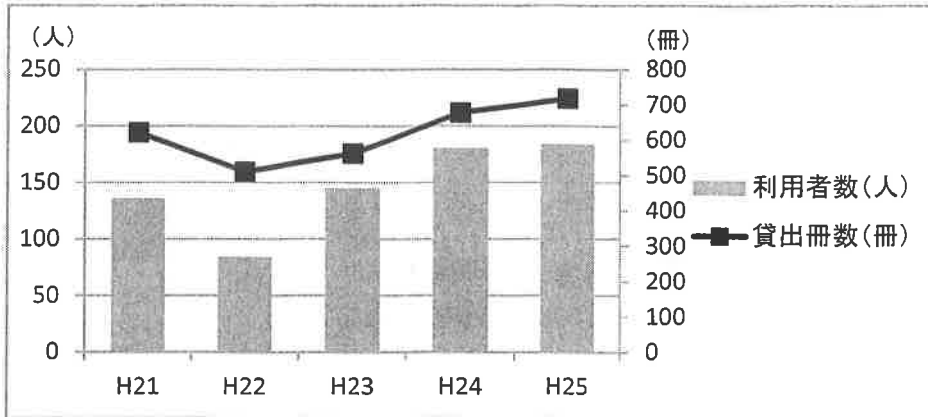
	H21	H22	H23	H24	H25
利用者数(人)	251	246	236	156	113
貸出冊数(冊)	721	756	615	649	475



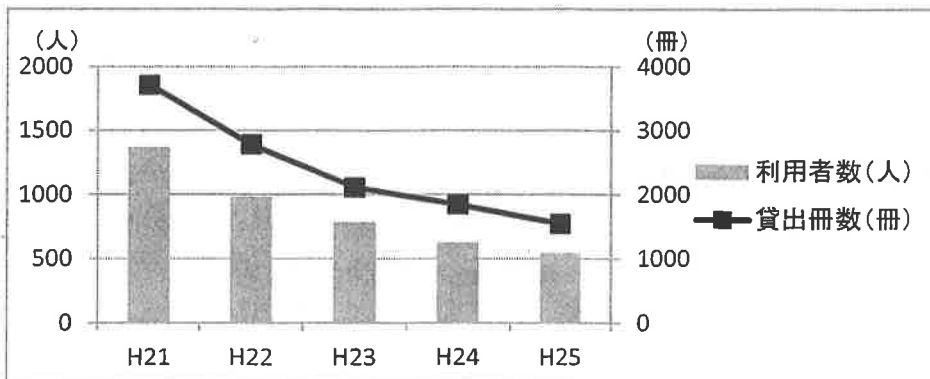
中学・高校と年齢が進むにつれ、利用者が少なくなっている。特に高校生は通学等の関係もあって、利用時間が限られてくるため、大幅に少なくなっている。今後、ヤングアダルト図書の充実と広報紙等での情報提供が必要である。

1-2 児童の夜間及び図書館車の利用状況

図書館木曜夜間時間延長(小学生)					
	H21	H22	H23	H24	H25
利用者数(人)	136	84	145	181	184
貸出冊数(冊)	622	511	563	678	718



図書館車巡回(小学生)					
	H21	H22	H23	H24	H25
利用者数(人)	1370	980	787	626	542
貸出冊数(冊)	3710	2781	2113	1842	1543

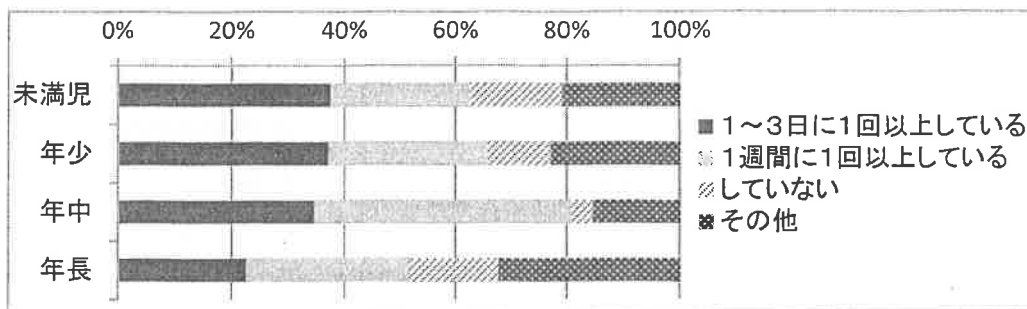


利用者数・貸出冊数ともに大きく減少しており、巡回内容・方法等について、学校と連携して検討する必要がある。

2 子どもの読書活動に関するアンケート

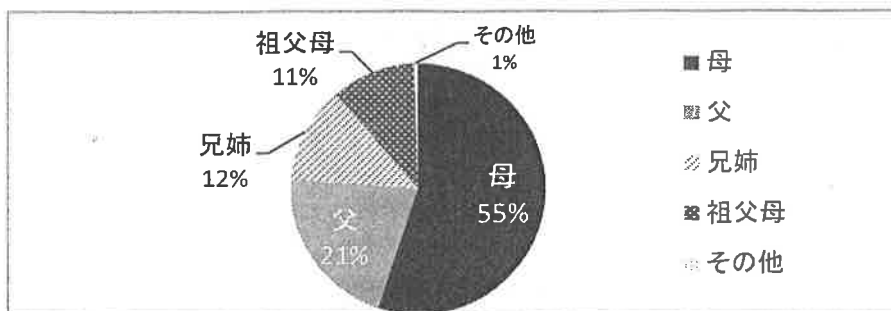
2-1 対象者: 幼稚園・保育園に通う幼児をもつ保護者

Q1 家庭で読み聞かせをしていますか

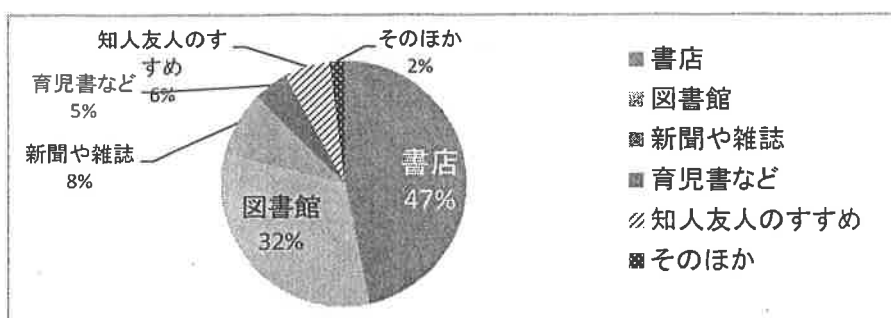


その他
 年少／毎日夜に最低でも必ず1冊は読む、月に1～2回
 年中／2週間に1回
 年長／子供が本を持ってきたときなど、たまに余裕がある時
 月に1・2回、時間のある時、時々している

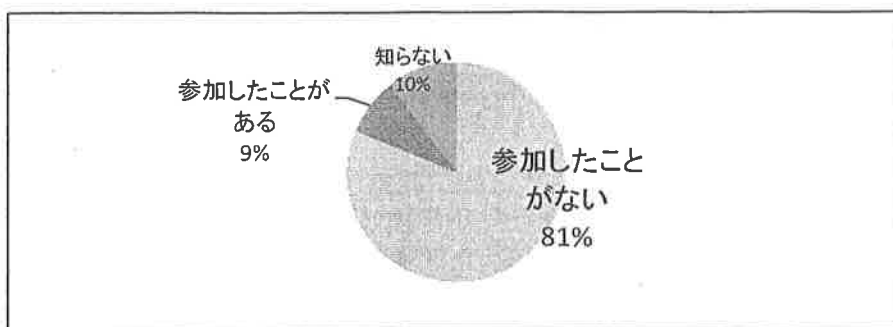
Q2 誰が読み聞かせをしていますか(複数回答可)



Q3 読み聞かせの本を選ぶときに参考とするものは

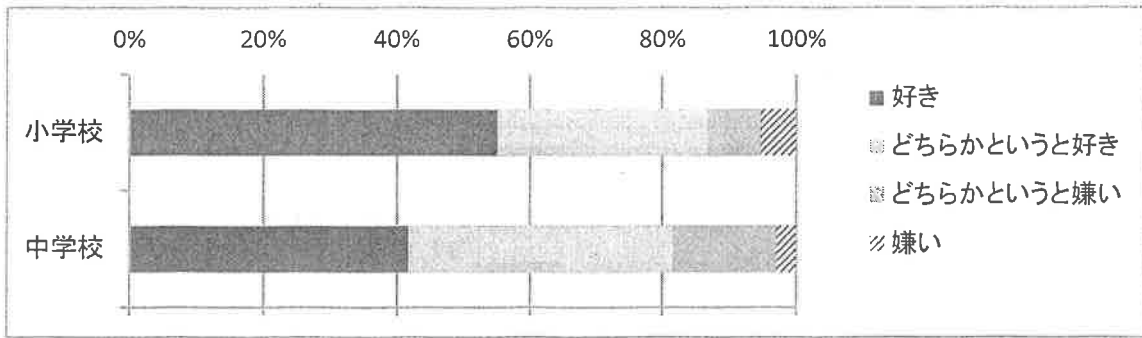


Q4 月2回、土曜日に行われている「読み聞かせの会」について

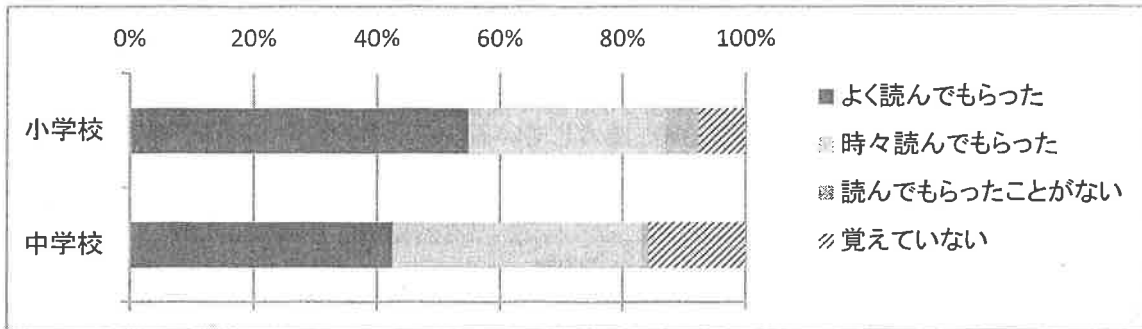


「読み聞かせの会」の周知方法について、検討する必要がある。

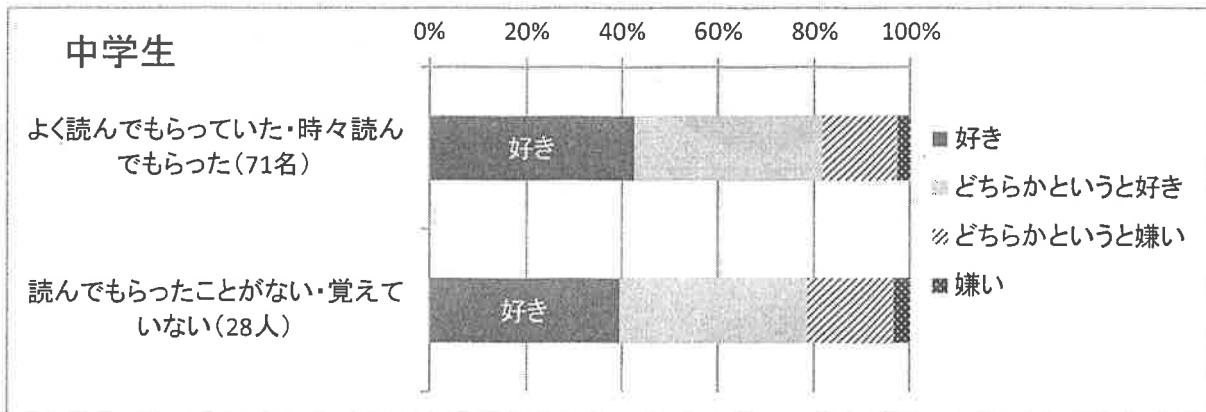
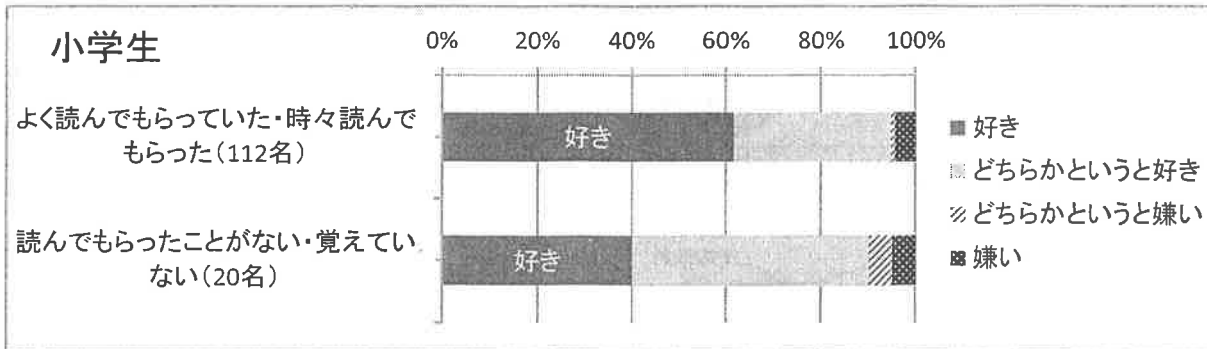
Q1 本を読むのは好きですか？



Q2 小さい時(小学校入学前)、絵本などの本を誰かに読んでもらっていましたか。

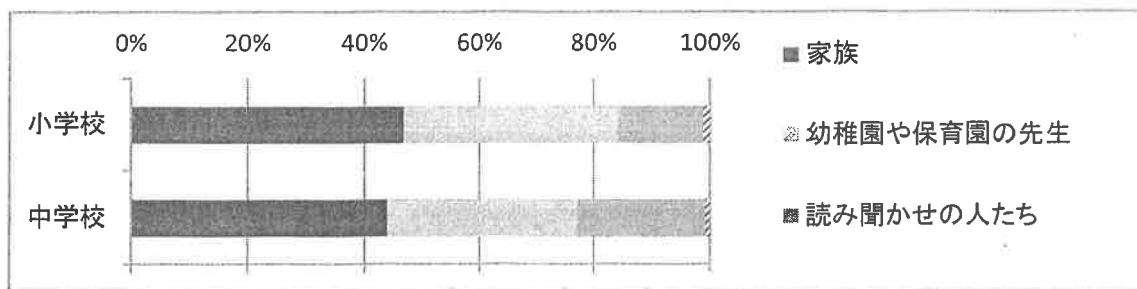


(※以下、Q1・Q2におけるクロス集計結果)

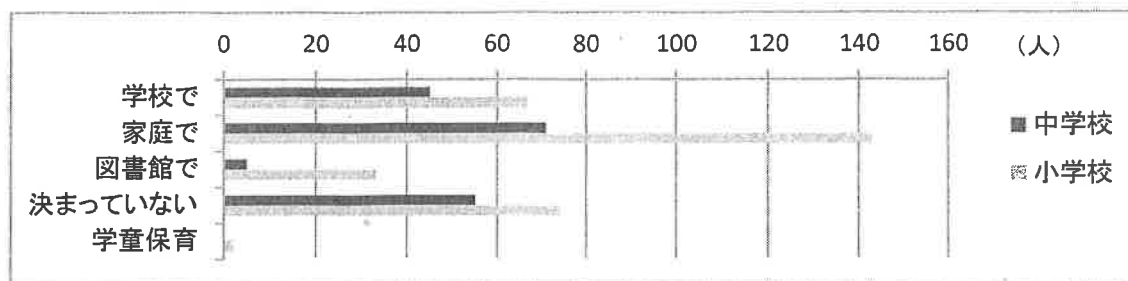


小・中学生とも全体的に読書の好きな子どもが多いが、小学校では小さい時の読み聞かせ体験の多い子どものほうが「本を読むのが好き」と答えた児童が多い。また、中学生では、それほど有意な差は見られない。その後の読書体験が影響してくると思われる。

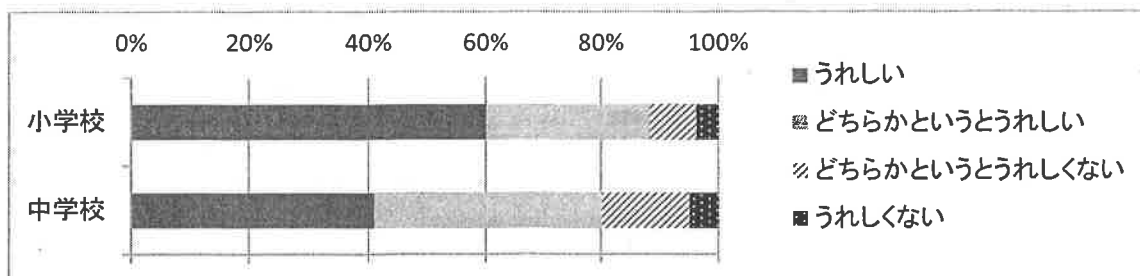
Q2-2 「よく読んでもらった・時々読んでもらった」に○をつけた方にお聞きします。
誰に読んでもらいましたか。(あてはまるものをすべて選んでください)



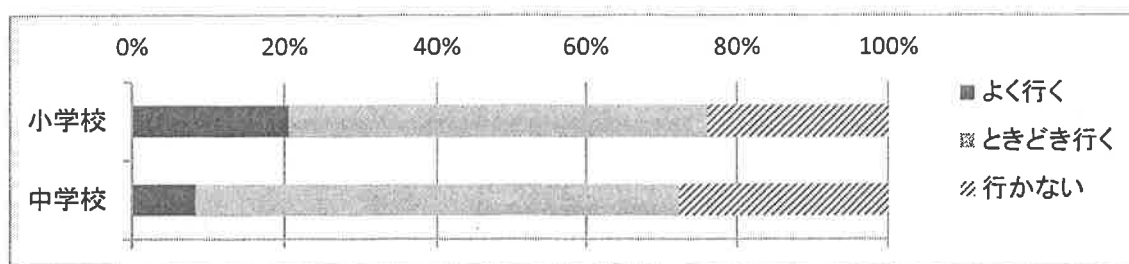
Q3 どこで本を読むことが多いですか



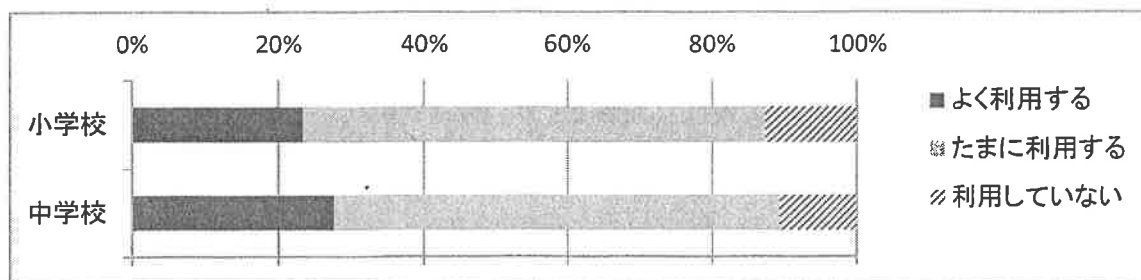
Q4 学校で読書をする時間があれば、嬉しいですか



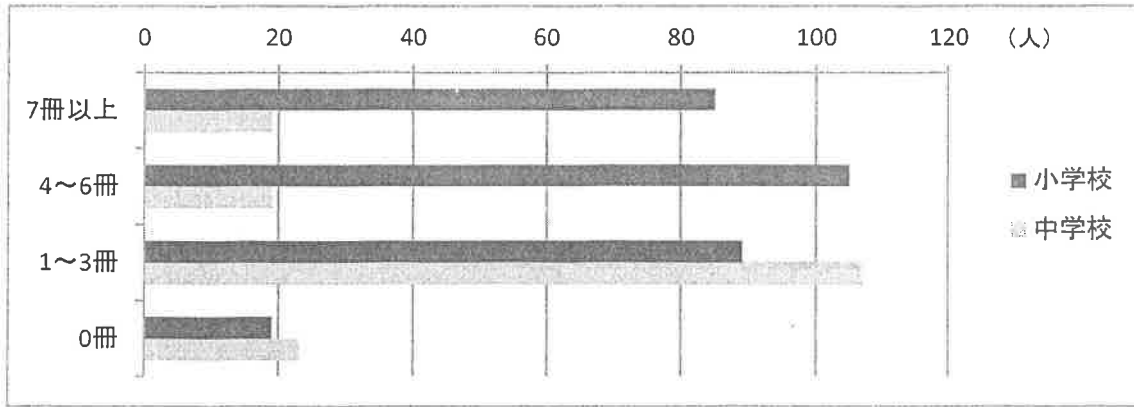
Q5 町の図書館へ行くことはありますか



Q6 授業以外で学校の図書室や図書コーナーを利用することはありますか

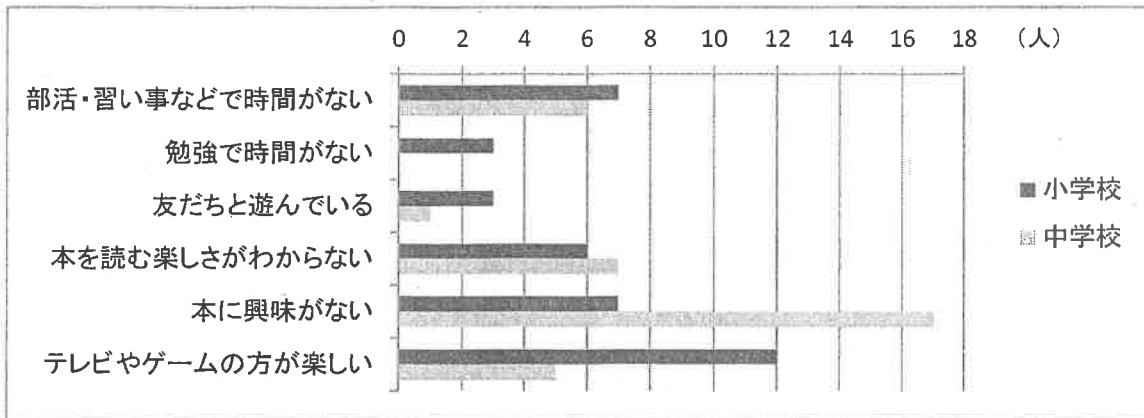


Q7 1ヶ月に平均して何冊くらい本を読みますか

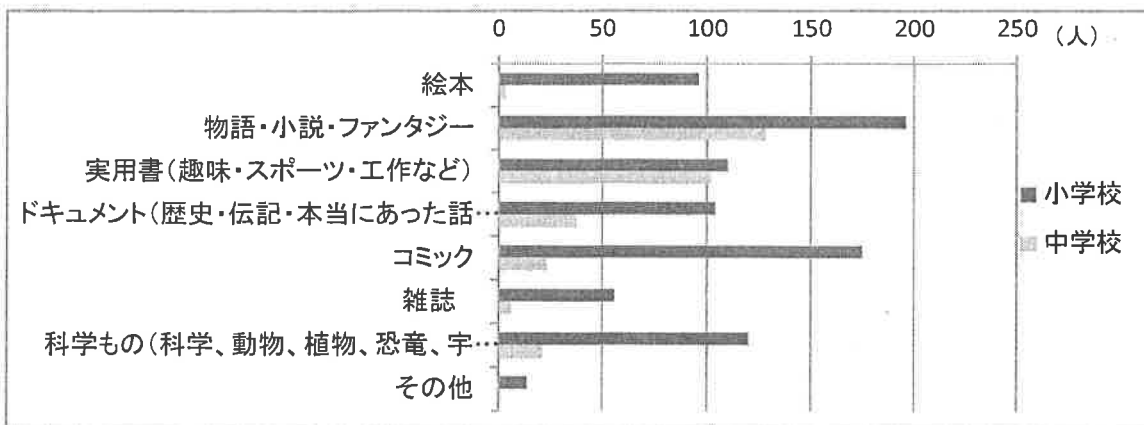


圧倒的に小学生の方が読書量が多い。このことは、小学生の読む本に、絵本など読みやすいものが多いこと、中学生は部活動や受験勉強、さらにはケータイ・インターネット等との接触時間も長くなってきているためと思われる。

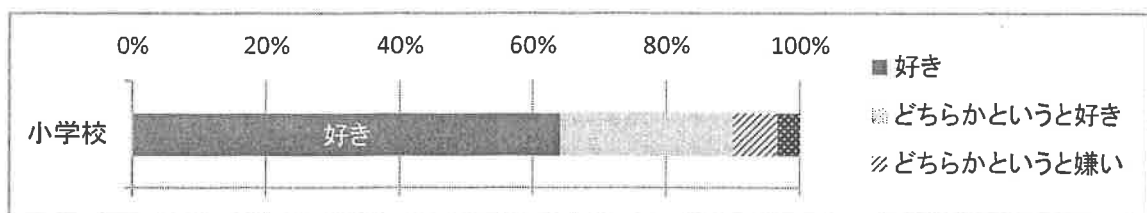
Q8 前の質問で0冊だった人に質問します。読まなかった理由は何ですか。(複数回答可)



Q9 読む本は主にどのような本ですか。(複数回答可)



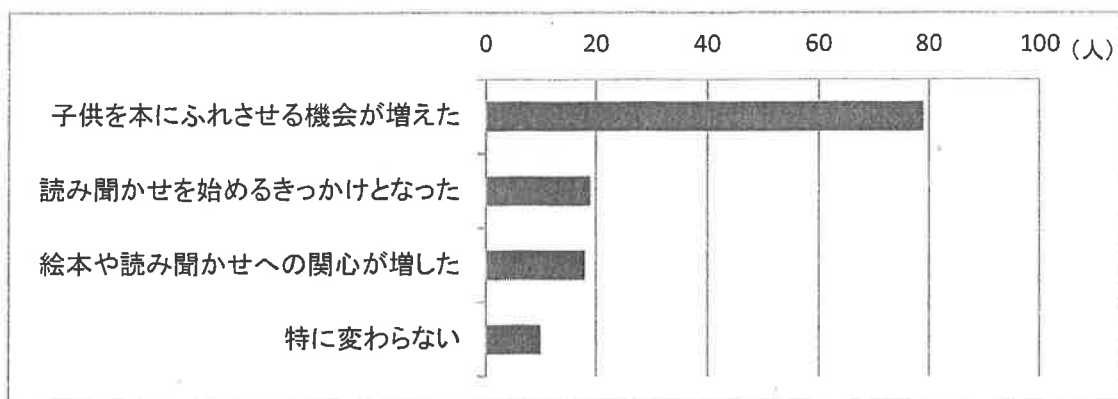
Q10(小学生のみ)「読み聞かせ」の時間は好きですか。嫌いですか。



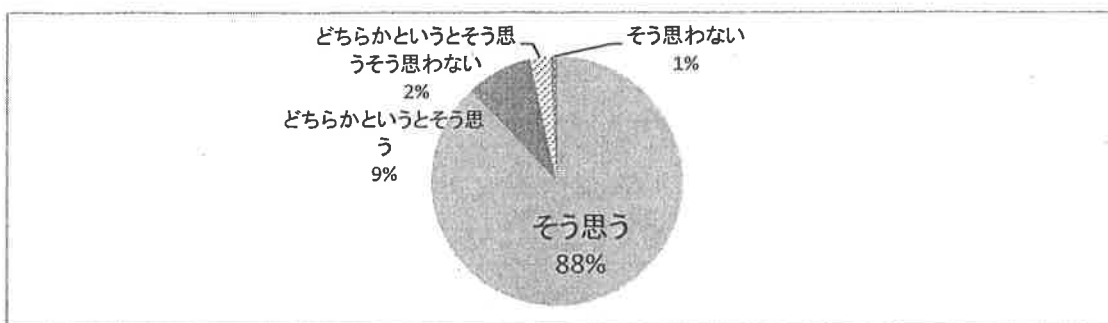
3 「子育て支援図書贈呈事業」に関するアンケート

3-1 対象者：幼稚園・保育園に通う幼児をもつ保護者

Q1 誕生日の絵本が贈呈されることについて



Q2 この事業がこれからも続くと良いと思いますか



〈この事業に対する自由な意見〉

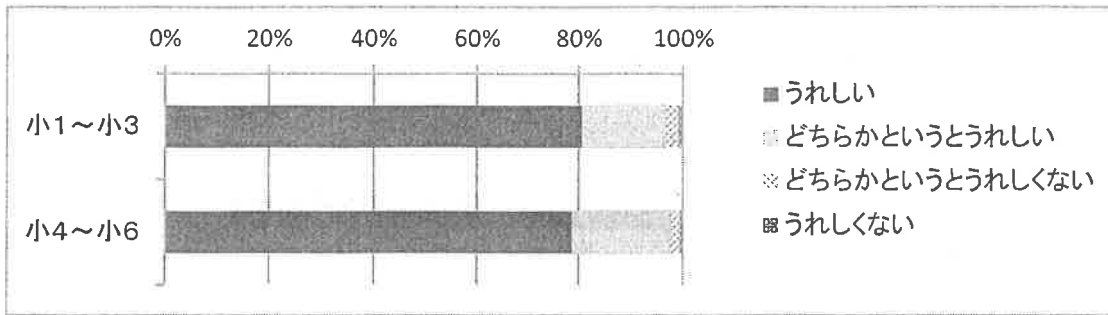
- ・毎年誕生日に本をプレゼントしてもらうことによって、本にふれる機会が増えてよかったと思っています。
- ・小学生以降の子供も対象になればいいのと思っています。
- ・一人1冊でもいいから、続けてほしい。
- ・選べる種類を増やしてほしい。兄弟がいたり、既に購入したりしているものが多い場合、選びにくい。
- ・図書館でも借りることができるので、なくても大丈夫だと思います。
- ・A群、B群で分けなくて、その中から好きな絵本が選べるともっと嬉しいです。
- ・兄妹がいると選ぶ際、選択肢が限られてくるので毎年選ぶ本を変えてほしいです。

ほとんどの保護者から歓迎されている。本の選択方法などに若干の課題があるといえる。

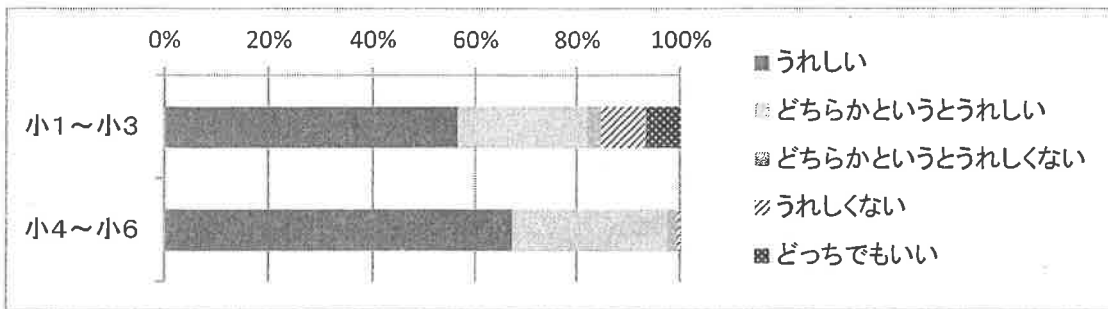
3-2 対象者:小学生・中学生

【小学生】

Q1 誕生日(誕生月)に本がもらえると嬉しいですか

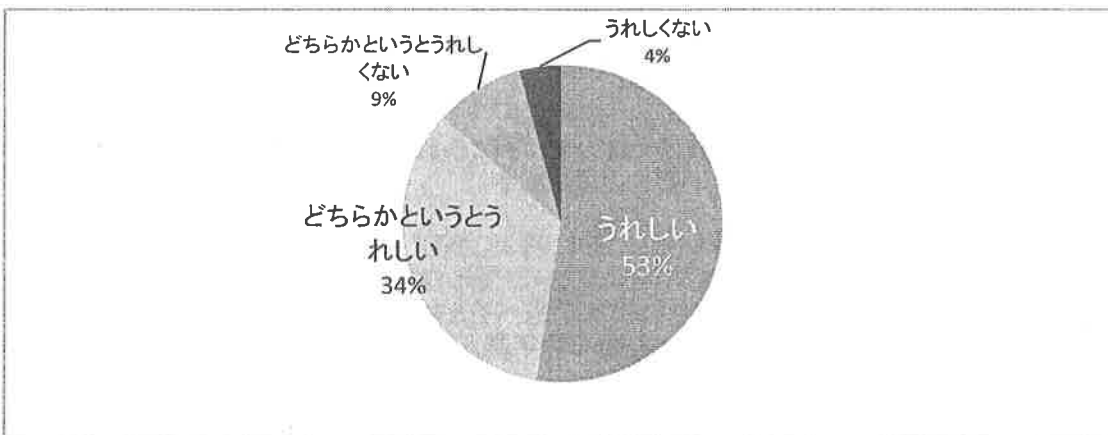


Q2 中学生になっても本がもらえると嬉しいですか



【中学生】

Q1 中学校でも誕生日(誕生月)に本がもらえると嬉しいですか。

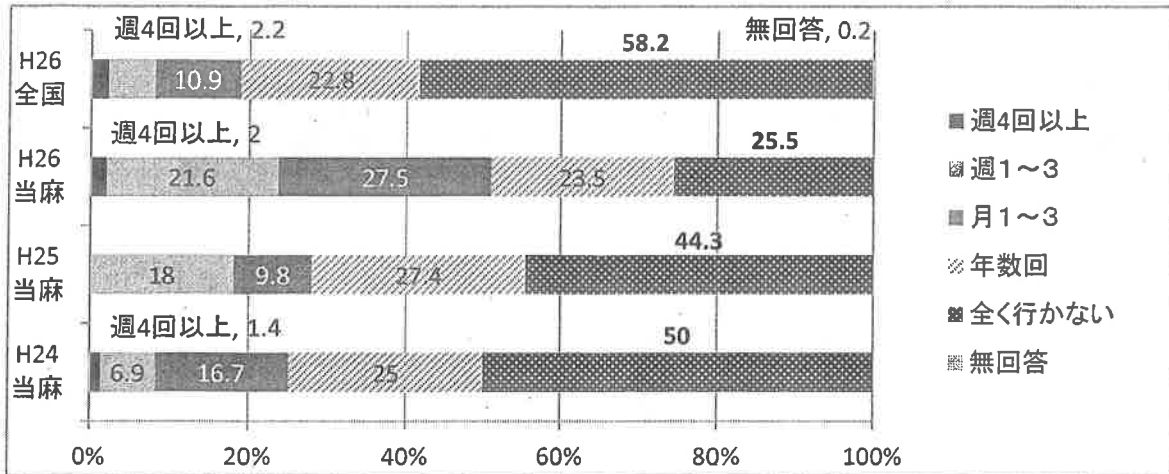


〈この事業に対する自由な意見〉

- ・本が好きな私にとって、子育て支援図書贈呈事業はとてもうれしい取組みなので、これからも続けてください。
- ・もう少し本の量を増やしてほしい。委員会活動で前期に一度、図書購入希望アンケートを実施しているが、回数を増やしてほしい。
- ・子育て支援図書事業の本のカatalogの中に、自分がほしいものがないのでうれしくない。自分の読みたいものがほしい。
- ・もらった本は別に好きなものではないので、読んでいない。
- ・誕生日が遅い人は希望の本にはならないので、希望の本を贈ってほしい。

子どもたちにとっても、ほとんどの子が「うれしい」「どちらかというとうれしい」と答えており、楽しみにしている子どもも多い。中学生でも90%近くがそう思っており、中学生への拡充が望まれる。

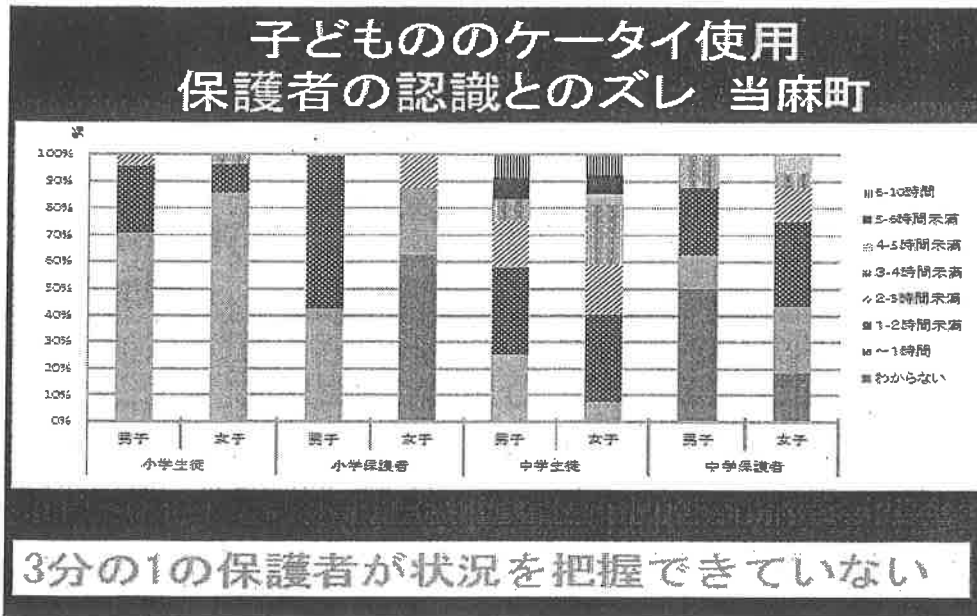
4 中学生の学校図書館利用状況



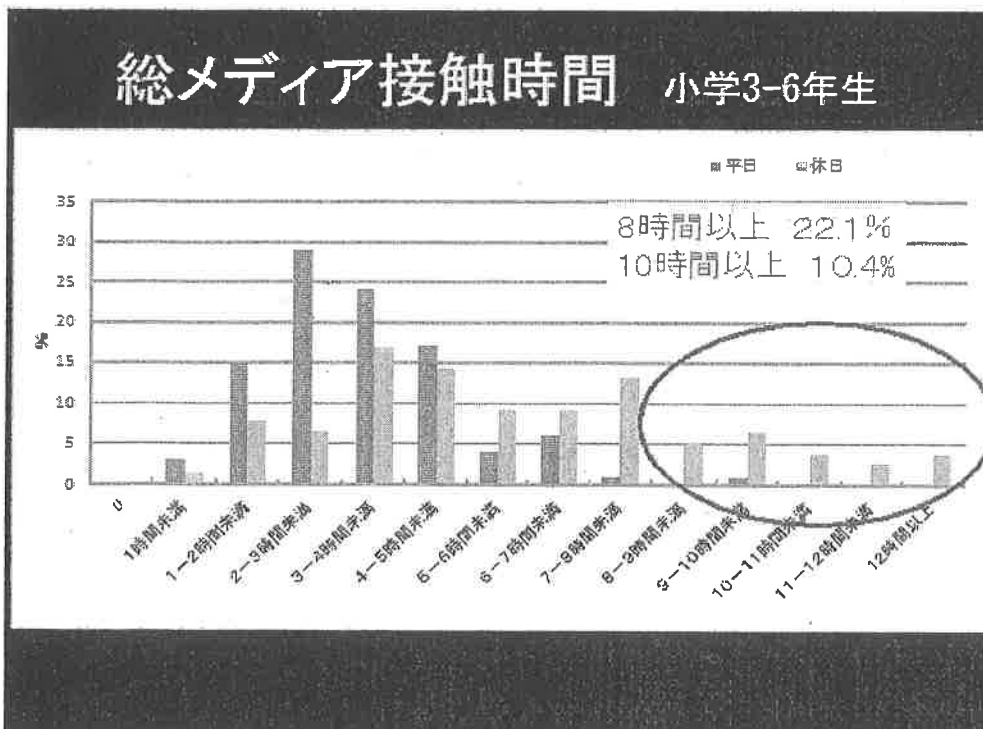
学校司書導入前のH24と比較すると図書館に行く生徒が大幅に増えており、専任の学校司書配置の効果が大きいと言える。特筆されることは、「全く図書館に行かない」という生徒は全国平均58.2%に対して、当麻中学校が25.3%と半分以下であり、多くの生徒が図書館に足を運ぶようになっている。小学校にもH26年度から学校司書が配置されており、同様の効果が期待される。

5 当麻町の子どもメディアとの関わり

5-1 子どものケータイ使用と保護者の認識



5-2 小学生の総メディア接触時間



H25年度教育講演会の資料である。当麻町の児童・生徒のメディア接触の現状である。子供のケータイ使用時間は、親が考えているよりも長い。休日におけるテレビやインターネットなどを含めた総メディアの接触時間が8時間以上となっている中学生が2割以上おり、読書離れの一因となっている。休日の過ごし方に課題があるといえる。

資料6 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する

施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

『当麻町子ども読書活動推進計画』策定委員

	氏名	役職	備考
1	竹原 江里子	教諭・当麻小学校図書係	
2	守屋 純子	教諭・宇園別小学校図書係	副委員長
3	白石 和子	教諭・当麻中学校図書係	
4	畠田 佳奈	当麻小学校図書館司書	
5	小玉 由香梨	当麻中学校図書館司書	
6	阿部 百合子	当麻幼稚園図書担当者	
7	大澤 可奈子	当麻保育園図書担当者	
8	佐々木 京子	当麻町おはなしネットワーク (絵本の会くんくん)	
9	西川 典子	当麻町おはなしネットワーク (お話ポッケの会代表)	委員長
10	石橋 志穂	役場健康福祉課保健師	
11	佐伯 智子	子育て総合センター	

【事務局】

	鍛治 隆	教育課長	
	鈴木 英樹	教育課課長補佐	
	楠木 博	教育課課長補佐 (兼:当麻町立図書館長)	
	古田 陽介	当麻町立図書館主査	
	伊藤 愛	社会教育係主事	
	竹原 祥介	生涯学習アドバイザー	